

# 7

## 地方分権改革の進展

個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、住民に身近な行政は、できる限り地方自治体で行うことが求められており、県では、国からの権限移譲の実現や義務付け・枠付けの見直しに向けた取組みなど地方分権改革を推進してきました。

国からの権限移譲については、2014(平成26)年6月に制定された第4次地方分権一括法により初めて実現し、また、義務付け・枠付けについても、2013(平成25)年6月に制定された第3次地方分権一括法により一定の見直しが行われました。

県から基礎自治体への権限移譲については、2015(平成27)年4月、県独自に、幼保連携型以外の認定こども園の認定権限を指定都市へ移譲することとしたほか、全国レベルでも、指定都市所在道府県と指定都市の合意に基づき、県費負担教職員の給与負担などが指定都市へ移譲されることとなりました。

県域を超えた広域行政課題に適切に対処するため、他の自治体との連携を様々な形で図っています。例えば、首都圏の都県及び指定都市で構成する九都県市首脳会議においては、環境問題、廃棄物問題、防災危機管理対策などをテーマとした委員会を設け、ディーゼル車の運行規制や関西広域連合との災害時相互応援協定の締結など、広域的な諸課題に共同で取り組んでいます。

また、山梨・静岡・神奈川の三県サミットでも、富士箱根伊豆地域のさらなる活性化をめざして、観光振興、防災対策、交通体系整備などの分野で連携した取組みを進め、ドクターヘリの共同運航や富士山火山三県合同防災訓練などの成果を上げています。

